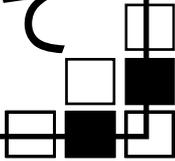


第7部

計画の推進に向けて



## 1 障害者自立支援協議会

### (1) 地域自立支援協議会

基本指針においては、「相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」として、次のように述べています。

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会（以下「地域自立支援協議会」という。）を設けるとともに、その在り方を明確に示すことが必要である。

その際、地域自立支援協議会は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場であることに留意する必要がある。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援が行えるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要がある。

### (2) 富山市障害者自立支援協議会

富山市障害者自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うことを目的として平成19年度に設置し、その協議事項は次のとおりとしています。

- ①委託相談支援事業者の運営評価等に関すること
- ②困難事例への対応のあり方に関すること
- ③地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- ④地域の社会資源の開発、改善に関すること
- ⑤その他障害者の保健福祉向上のため必要となる事項

富山市障害者自立支援協議会において、上記①～④について協議するのは当然のことですが、障害者計画・障害福祉計画の推進のために、計画の推進状況、実施事業等に対する評価を行い、効果的かつ適切な事業の推進に努めます。

さらに、上記の役割を果たすための体制について、検討を深めていきます。

---

---

## 2 一般就労への移行支援

就労移行支援等を実施しても、その受け皿となる一般就労先がなければ、障害のある人の一般就労は広がりません。障害のある人の一般就労への移行を支援するため、障害のある人の就労・雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

### (1) 事業者への啓発、広報

○障害のある人ができるかぎり一般就労できるよう、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障害者雇用について、地元の工場や商店など事業者の理解を促進するための啓発に努めます。

○事業者に対し、障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金や税制上の優遇措置等の周知を図ります。

### (2) 雇用機会の拡大

○障害のある人の就労促進のため、就労相談や就労情報の提供を推進します。

○障害のある人の雇用環境に特別の配慮を行い、障害のある人を集中的に雇用する特例子会社の設置の普及に努めます。

### (3) 雇用・就労の支援

○就労を希望する障害のある人の就労に至る支援や障害のある人の就労を継続するための支援を行う障害者就業・生活支援センターのPRを行います。

○障害のある人の側に立つ就労援助者が職場に出向いて仕事を共にするジョブコーチ制度や、視覚・聴覚に障害のある人の業務を補助するヒューマンアシスタントの普及を図ります。

○障害のある人の雇用を促進するため、事業主に対する支援の充実を図ります。

○障害のある人が働きやすい職場環境にするための啓発活動に努めていきます。

○就労と生活全般の安定を図るため、職場訪問、家庭訪問などによる就労支援体制の充実を図ります。

○国・県と連携して、障害のある人の特性に配慮した職業リハビリテーションの充実を促進します。

### 3 介護保険サービス提供事業所の利用

介護保険の訪問介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所等は、本市に数多くあります。これらの事業所は、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所等を実施することは可能と考えられます。そうすれば、障害のある人も自宅の近くの事業所のサービスを受けることが可能です。富山型デイサービスの発祥の地である本市は、介護保険サービスの介護サービス提供事業所をはじめ、介護保険担当部署と連携して、障害福祉サービスの介護サービス提供量の充実と障害特性に留意したサービスの質の向上をめざします。

### 4 虐待防止に対する取組み

児童および高齢者を対象とする虐待防止法は、それぞれ定められていますが、障害のある人を対象とする虐待防止法は制定されていません。

高齢者虐待防止法に定める虐待の種類は、①身体的暴力による虐待、②日常生活の世話の放棄、③心理的外傷を与える虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待であり、児童虐待防止法に定める虐待の種類は、前記①②③④とされています。障害のある人に対する虐待も、ほぼ同じ分類でいいと考えられます。特に、③④⑤の虐待は、外部の人が発見することが困難なケースが多いと考えられます。

虐待は、人間としての尊厳を無視した基本的人権を侵害する行為であることを認識して、日々介護にあたるホームヘルパーや施設職員、相談業務を担当する職員、民生委員・児童委員、近隣住民等がその発見に努め、行政を含めた関係機関が連携して解決に当たらなければなりません。

市においては、障害者自立支援協議会を活用して、福祉事務所、児童相談所、心の健康センター、保健所、消費生活センター、障害者（児）団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応など、虐待防止に向けたシステムの整備に取り組んでいきます。

また、住民からの虐待に関する通報があった場合にどのような対応を行うのか関係者の合意による対応システムについて検討します。

---

---

## 5 広報・啓発

この計画は、行政が中心になって、福祉、医療、労働分野の関係者や障害福祉サービス提供事業所等の協力を得て進めていく必要があります。また、サービスを受けることができる人が、サービス内容・手続き等を知らなければサービスを受けることができません。

この計画および障害者自立支援法のサービス等の広報・啓発に努めます。